

重要なお知らせです

事 務 連 絡

平成30年2月20日

障害福祉サービス事業運営法人（事業所）

代表者 様

東京都福祉保健局

障害者施策推進部地域生活支援課

平成30年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の届出について

日ごろより、東京都の障害福祉行政への御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

平成30年度（平成30年4月サービス提供分から平成31年3月サービス提供分）において、既存サービスにおいて標記加算の算定を希望する場合については、先に平成30年1月29日付事務連絡において届出の提出を依頼しているところですが、今般、厚生労働省より事務連絡により平成30年度以降における取り扱いの予定が示されたところですので、その内容等をご連絡するとともに、加算を算定される場合は下記により届出をお願いいたします。

記

1 平成30年1月29日付東京都事務連絡との主な変更点について

- ・加算算定対象サービスに「共同生活援助（日中サービス支援型）」及び「居宅訪問型児童発達支援」を追加。※就労定着支援及び自立生活援助は算定対象外。
- ・平成30年度当初の特例として、平成30年4月から処遇改善加算を取得しようとする障害福祉サービス事業者等は、同年4月15日までに計画書等を都道府県知事等へ提出するものとする。

2 平成30年4月新設の加算算定対象サービスに係る届出の提出期限

平成30年4月16日（月曜日） 処遇改善加算担当（障害福祉） 必着

※期限を過ぎて提出されますと、加算金を受け取る月数が減りますのでご注意ください。

※既存の加算算定対象サービスのみを平成30年4月サービス提供分から算定する場合は、平成30年1月29日付東京都事務連絡においてお示ししている通り、**平成30年2月28日（水）まで**を提出〆切とさせていただきますので、期限内にご提出をお願いいたします。

※**新設の加算算定対象サービスも含めて法人単位でまとめて届け出る場合は、既存のサービスを含め、平成30年4月16日（月）まで**にご提出をお願いします。

3 その他

その他留意点等については、平成30年1月29日付事務連絡を参照ください。

様式については、東京都障害者サービス情報ホームページの書式ライブラリー（下記URL）に掲載しておりますので、提出様式をこちらからダウンロードしてください。

<http://www.shougai Fukushima.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=022>

「書式ライブラリー」→「B 処遇改善（特別）加算に係る様式類」→「平成30年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算」

4 問い合わせ・提出先 ※提出は下記担当部署に郵送にてお願いします。

(1) 東京都担当部署

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課処遇改善加算担当（障害福祉）

電話：03-5320-4230

受付時間：午前9時00分から正午、午後1時00分から午後5時30分まで（平日のみ）

(2) 八王子市担当部署 （※八王子市へ提出する場合のみ）

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1

八王子市福祉部障害者福祉課事業者指定担当

電話：042-620-7245

受付時間：午前8時30分から午後5時まで（平日のみ）